

神戸市ポートアイランド地区日照基準取扱要綱（概要）

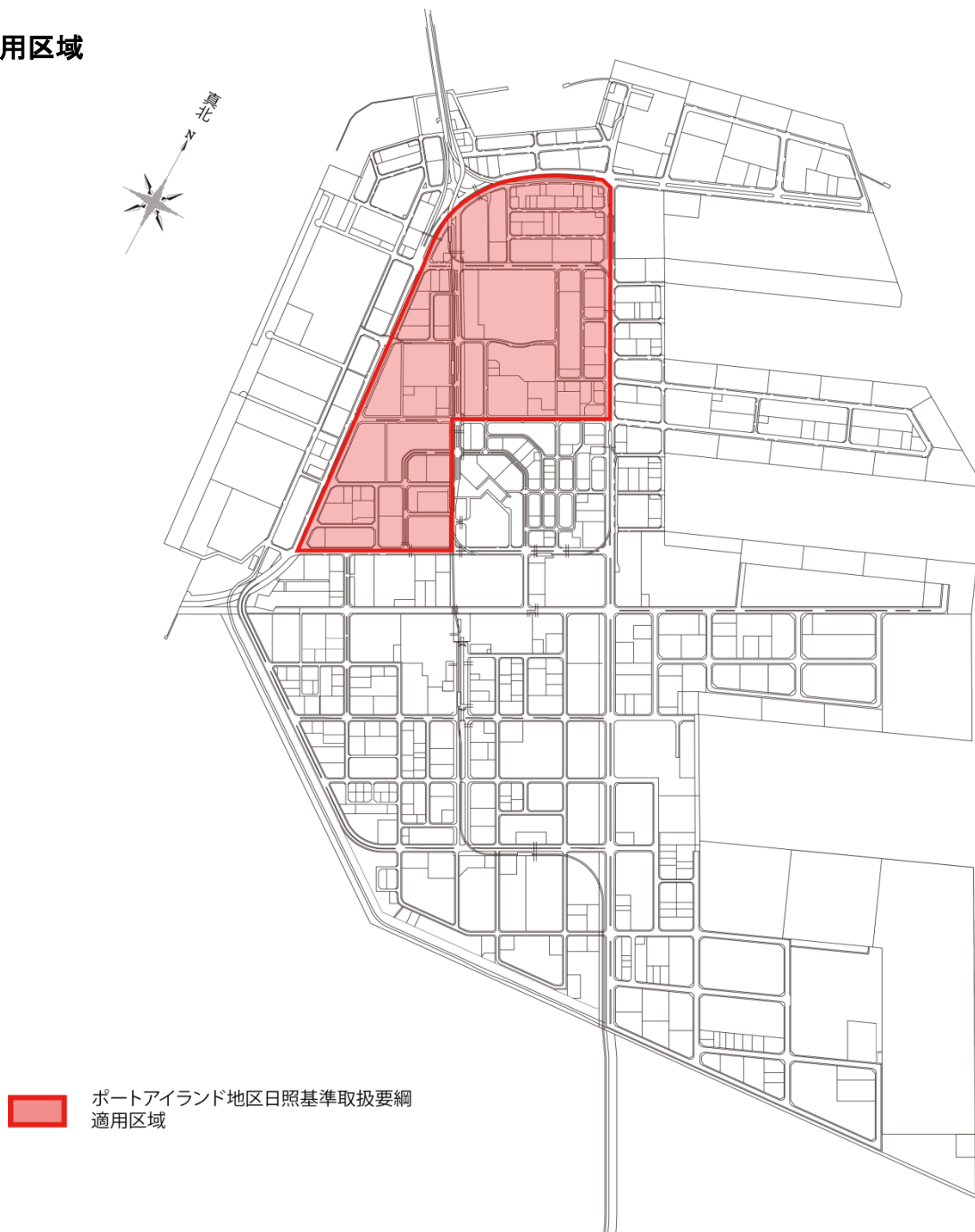
ポートアイランド地区においては、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」（以下、住環境条例）のほか、「神戸市ポートアイランド地区日照基準取扱要綱」により、日影に関する規制が定められています。

次の「1. 適用区域」に対して、「2. 適用を受ける建築物」が、冬至の日の午前8時から午後4時までの8時間において日影を落とす場合、『建築にあたっての事前届出書』を提出する3週間前までに『日照基準要綱審査願書』を提出してください。

規制の内容については「3. 規制される日影時間」をご覧ください。

なお、「神戸市ポートアイランド地区日照基準取扱要綱」における日照基準は、測定方法、規制時間などが住環境条例による日影規制と異なりますのでご注意ください。

1. 適用区域



2. 適用を受ける建築物

日影の影響を受ける地域※	建築物の地上階数、高さ
第1種住居地域	5階以上または13m以上
準工業地域	6階以上または15m以上

※建築物の計画場所が適用区域内・外のどちらであっても、適用区域内の、「第1種住居地域」と「準工業地域」に対して日影を落とすものが対象です。

3. 規制される日影時間

日影の影響を受ける地域	測定面	敷地境界線から真北への水平距離とそれを超える範囲の規制時間
		6m
第1種住居地域	平均地盤面から 3m	4時間
準工業地域		6時間